

「国際社会」「国際法」「国際関係」などの表現に用いられる「国際」という語は、international の翻訳である。国・際 inter-national は、「国 nation」の間という意味であり、国の存在を前提とする。International という語は 18 世紀末ないし 19 世紀初頭に使われ始めたと考えられており、このことは、すなわちそれまでそのような観念が存在していなかったことを意味する。

では、それは、現在我々が「国際関係」と呼ぶような関係は、どのように把握されていたのだろうか。そして、我々はなぜ「国際○○」という表現を用いるようになったのだろうか。それを考えるためには、まず、「国際」というものの見方・把握の仕方(conception. Concept と conception との違いに要注意)が最初に成立したヨーロッパを見てみる必要がある。

「国際」の起源を探るために、「国」の起源を求めねばならない。では、「国 State/État」<sup>1</sup> という概念はいつごろ、どのように誕生したのか。

俗に、「ローマ帝国」という表現が用いられる。しかし、そういう「国」があつたわけではない。「共和制ローマ」とは言われても「ローマ共和国」と言われはしないことも、「国」概念がなかつたことを示唆する。ラテン語では imperium romanum、英語では the Roman Empire だが、これは後世与えられた名称であつて、その当時そう呼ばれていたわけではない。我々が現在「ローマ帝国」と呼んでいるものが当時どのような名称を有していたかは、実は必ずしも定かではない。そこにいる人の集団としての、Senatus populusque Romanus (ローマ元老院と人民、略して SPQR) や civitas (市民集団)、あるいは res publica (共有物。仏語の république、英語の commonwealth の語源)、がそれにはほぼ相当する<sup>2</sup>。しかし、SPQR や civitas は集団とはいえ「人」を指し、res publica はもちろん「物」である。いずれも、「国」とは言い難い。

では、日本語で「帝国」と訳される empire はどういう意味か。これはもちろんローマ法の imperium (統治権力)<sup>3</sup>から来ている<sup>4</sup>。統治権力の及び得る範囲が empire である。つまり、これは地理的範囲<sup>5</sup>を指す名称であり、やはり「国」とは言い難い。

ローマ「帝国」の後の「国」といえば、「フランク王国」である。Clovis により 5 世紀末に成立したとされる同「国」は、Charlemagne (カール大帝 Carolus Magnus) の治下に

<sup>1</sup> ここで State と nation とがすり替えられている。この文脈に関する限り、両者を互換的なものと理解しておいて構わないが、一般論としては State と nation との使い分けには困難な問題が伴う。ここでは、そういう問題があることをとりあえず押さえておけば足りる。

<sup>2</sup> Randall Lesaffer, *European Legal History*, translated by Jan Arriens, Cambridge, Cambridge Univ.Pr., 2009, p. 136; Fritz Schulz, *Classical Roman Law*, Oxford, Clarendon Press, 1951, pp. 89-90. Res publica romana と imperium romanum とが現代でも互換的に用いられることは、例えばここを見ると判る。

<sup>3</sup> ローマにおける最高司令官あるいは凱旋将軍の名称である imperator に由来する。ただし、次注参照。

<sup>4</sup> 皇帝(imperator)が治めるが故に帝国だ、というわけでないことに注意。emperor のいらない empire も存在し得る。たとえば、「大英帝国 The British Empire」には emperor は存在しなかつたのであり、Victoria は、Queen of the United Kingdom, Empress of India であった。

<sup>5</sup> 皇帝が imperium を行使し得るとされる地理的範囲である。佐藤彰一『中世世界とは何か』(岩波書店、2008 年) 139 頁。

最盛期を迎える（9世紀初頭）。では、これはいかなる意味において「国」か。

Clovis や Charlemagne の地位は、仏語で *le roi des Francs* と示される。つまり、「フランク人の王」である。王(*rex/roi*)が支配する地域をラテン語で *regnum*、仏語で *royaume* と呼び、それを仏和辞典で引くと「王国」と記されている。しかし、*royaume* という単語は 13 世紀に生まれたものであり、その当時には存在しない。つまり、*le royaume franc* という表現は、その当時存在していない（今もほとんど用いられない）。しかも、この語はラテン語の *regimen*（統治・支配）と *roi* の形容詞形 *royal* とが混合してできた言葉であり、*imperium* 同様、王が支配している地理的範囲を示すに過ぎない（*regnum* も同様）。やはり、「フランク王国」も、現在我々が用いる意味での「国」ではなさそうである。

既に気づいているかもしれないが、ここまで述べたことは、ほとんどが日本語の問題である。*Res publica* や *SPQR* はもちろん、*république* や *commonwealth* あるいは *empire* にしても、それらが *State* や *État* という単語と何の関係もないことは、文字を見れば判る。ところが、日本語は *république* を「共和国」と、*empire* を「帝国」と訳してしまう。そこで、あたかも「国」という上位概念の下位概念として *république* や *empire* があるかのように錯覚してしまうのである。

考えてみれば、「帝国」という表現はそもそも形容矛盾である。「帝」の本来の意味は「天子」即ち天下を治める者であり、一人しか存在し得ない。「天」は一つなので、天の外を想定することができない。これに対し、「国」は限定された地位的範囲を想定するのが通常である。すると、「帝国」なるものはそもそも観念し得ない<sup>6</sup>。「帝国」の「帝」は *empire* のニュアンスをよく伝えているが、「クニ」はそうではない。

この混乱は、*res publica* (*république/commonwealth*) や *civitas* に相当する概念が日本語に欠けていることに由来するとともに、日本語の「クニ」が極めて広い概念であることもによる。天照大神が天岩戸に隠れて暗くなつた「クニ」は世界全体である。「浜千鳥」で鳴く鳥が生まれ出てくる「波の国」はある時間的・空間的まとまりである（これを *the State of waves* と訳す者はおるまい）。その他、例を挙げるときりがない。

もちろん、ヨーロッパ語でも、現代的用法では *république* や *empire* は *State/État* の下位概念として用いられることがある。しかし、本来（当初）の意味がそうでないことは理解しておく必要がある。

このように、ヨーロッパ語起源の概念を日本語で議論しようとすると無用の混乱を生んでしまうことがある。混乱させずにすむ訳語を思いつけば、是非提案して欲しい。

では、そこでの統治体制はどのようなものであったか。注目すべきは、「カール大帝」の「帝」である。これは、800 年に Charlemagne が教皇 Leo III から西ローマ皇帝として

<sup>6</sup> 吉村忠典「『帝国』という概念について」史学雑誌 108 卷 3 号（2008 年）38 頁。ヨーロッパ語における起源も扱った、興味深い論文である。

戴冠されたことによる。「皇帝 imperator」とは、どういう役割を果たす者か？「王 rex」とはどう違うのか？

中世ヨーロッパにおいて、「聖」の世界の頂点にローマ教皇が位置し、「俗」の世界の頂点に皇帝が位置していたこと、その「聖」と「俗」とが密接に連関していたこと、教皇<sup>7</sup>も皇帝も世界を普遍的に支配すべきものと理念的には考えられていたこと、したがって、「王」は「皇帝」に従属するものと理念的には位置づけられていたことについては、「叙任権闘争」や「カノッサの屈辱」をキーワードに、ヨーロッパ史の教科書等を参照されたい。

Charlemagne 没後、962 年にザクセン朝 Otto が皇帝となり、神聖ローマ帝国が誕生する。13 世紀末によく使われ始める「神聖ローマ帝国 Sacrum Romanum Imperium / Heiliges Römisches Reich」という表現は、「神聖でもローマでも帝国でもない」(Voltaire) と揶揄されつつも、普遍性の希求をよく現している。しかし、現実世界において普遍が実現できるわけもなく、周囲には様々な勢力が存在していた。その中に、「主権」概念を生んだ国、フランスがある<sup>8</sup>。

まず、現在のフランスに相当する地域がどのように統治されていたかを見てみよう。メロヴィング朝開祖 Clovis は、フランク族を「統一」し、フランク「王国」を「建てた」と言われることが多い。ただし、既に述べたように、現代的意味の「国」と理解してはならない。

まず、Clovis は、東ローマ皇帝から *consul* (執政官) という官職に任命されており、ローマ帝国の官僚として行動している。つまり、「王」は「皇帝」に従属するのである。また、フランク人の王(*le roi des Francs*)はフランク人を直接支配していたわけではない。王領のほか、豪族などを取り込むために、「伯 *comes*」として任命して一定範囲の土地(伯領)の統治にあたらせた。伯は、王の代理人として統治や裁判などを行うという体裁をとりつつも、財政的には王に依存しておらず、必ずしも王の支配が現地に及んでいるわけではない。さらに、複数の伯領を包含する大公領があり、その支配者たる大公(*dux*)は、大公領内で自己の通貨を発行し、徵税も行っていた。加えて、「聖」の世界の教会も、当然ながら「俗」世界で政治的役割を果たしていた。要するに、「王」は対外的に

<sup>7</sup> 「カトリック」の語は、ギリシャ語の *katholikos* (宇宙・普遍) に由来する。

<sup>8</sup> “State/État”ないしそれに相当する語が使われ始める時期は、後に見るよう、地方によって一致しない。そのことは、現在我々が「国家」と呼ぶものが、それぞれの地方により、異なるタイミングで異なる過程を経て形成されたことを示唆する。ここでフランスを取り上げるのは、以下に述べるように、フランスにおいて「主権」概念がもっとも洗練されるに至ったからであり、「国家」の理念型を把握するにはもっとも適切な実例だからである。当然ながら、これが唯一の例ではない。たとえば、イタリアにつき、佐藤公美『中世イタリアの地域と国家』(京都大学学術出版会、2012 年)、杉田大輔「中世後期ヨーロッパと先進地域イタリア」山影進(編著)『主権国家体系の生成』(ミネルヴァ書房、2012 年) 33 頁、鈴木絢女「イタリア国家体系の展開」山影・同書 61 頁。ドイツについては、渋谷聰『近世ドイツ帝国国制史研究』(ミネルヴァ書房、2000 年)、山本文彦『近世ドイツ国制史研究』(北海道大学図書刊行会、2003 年)。スペインにつき、松森奈津子『野蛮から秩序へ』(名古屋大学出版会、2009 年)。

皇帝に従属しており、対内的には自己に属するはずの人々を直接統治できていなかったのである<sup>9</sup>。

では、フランク人の王は、いかにして皇帝に対する従属から抜け出したか。一つのきっかけは、教皇と皇帝との聖俗頂上対決である。叙任権闘争が教皇優位に推移し、教皇は皇帝の普遍性を否定しようと始める。そこで出されたのが、教皇 Innocentius III による、1202 年の教勅 *Per Venerabilem*（「尊者によりて」）である。そこには、“cum rex ipse superiorem in temporalibus minime recognoscet”（「王は世俗の権力に関する限りいかなる上位者も認めないのであるから」）と記されており、皇帝は王の上位に立たないことが示されている。敵（皇帝）の敵（王）は味方ということである<sup>10</sup>。象徴的な表現は、“Rex est imperator in regno suo”（「王は、自らの支配域内における皇帝である」）である。この表現は、Philippe IV（在位 1285-1314）の治世に広く用いられるようになった。そもそも、王が王としての権限を持つのは、王がその臣民を守り、共通の利益(*l'utilité publique*)を保護することができるからである（たとえそれが魔術的力によるものであれ）。皇帝が皇帝としての権限を持つのも、同じ理由である。ならば、王は、皇帝のように普遍的ではないとしても、その支配域内においては皇帝と同じではないか？<sup>11</sup> こうして、Franc 人の住む場所である France の王は、皇帝と対等の立場を主張するようになる。

加えて、敵は所詮敵であり、フランス王権は教会の（聖的）至上性をも否定し始める。1303 年のアナニ(Anagni)事件がその象徴的な例であり、憤死した教皇 Bonifatius VIII の二代後の教皇 Clemens V は 1305 年にフランスで教皇座につき、1308 年には教皇庁をアヴィニヨンに移す（「アヴィニヨンの捕囚」）。王は、自らの支配領域における教皇（教会）の権力を排除したのである。このようにして、フランス王は、対外的には、皇帝・教皇に対して対等ないし優越の立場を主張し始める。

さらに、内部においても、他の貴族に対する王の優位は、理論的レヴェルにおいてのみならず、現実の場面でも明確となる。経済発展に伴う農民・都市商人(bourgeois)の強力化は、伝統的貴族の弱体化を招き、王への権力集中をもたらした<sup>12</sup>。次第に、*le roi souvrain* という表現が用いられるようになる。

*Souverain* という語は、現在は、「主権者」と訳される。主権は *souveraineté* である。英語の *sovereign*, *sovereignty* はここから来ている。では、*souverain* とはどういう意味か。ラテン語の *super*（上）から、*superior*（～より上）という比較級と *superanus*（一番上）という最上級が作られ、*superanus* から、*souverain* と *susserain* という名詞が生まれ、前者

<sup>9</sup> 佐藤・前掲注 5、森義信「フランク王国の国家原理」『岩波講座 世界歴史 7 ヨーロッパの誕生』（岩波書店、1998 年）241 頁。

<sup>10</sup> 小野賢一「教皇権と地域諸権力の関係」朝治啓三ほか（編著）『中世英仏関係史 1066-1500』（創元社、2012 年）179 頁、182-183 頁。

<sup>11</sup> Jean-Louis Harouel et al., *Histoire des institutions de l'époque franque à la Révolution*, 11<sup>e</sup> éd., Paris, PUF, 2007, p. 304, para. 317. 渡辺節夫「フランス中世国家の法と概念」土方洋一・渡辺節夫（編）『国家と言語』（弘文堂、2011 年）181 頁。

<sup>12</sup> 渡辺節夫『フランスの中世社会』（吉川弘文館、2006 年）204 頁以下。

が「王」、後者が「封建領主 suzerain」(王を含む) という意味で使われるようになった<sup>13</sup>。要するに、sovereign とは「一番上」という意味である。そこで、皇帝や教皇に対抗するために、この概念が頻用されることになる。

そして、souveraineté 概念を洗練させ、理論化に成功したのが、Jean Bodin であり、1576 年に刊行された彼の著書、*Les six livres de la République* (国家に関する六書) である<sup>14</sup>。なぜ 1576 年かを考える上で、1572 年が大きな意味を持つ。8 月 24 日の聖バルテレミーである<sup>15</sup>。たとえばフランスという *res publica* が一体性を保ち、存続し続けるためには、最高権力が必要である。『La République est un droit gouvernement de plusieurs ménages et de ce qui leur est commun.』(「国家は、複数の家庭とそれらに固有のものについての、主権を伴う正しい統治である。」) という、同書冒頭の定義がそれを表す。主権は国家に不可欠の要素であり、主権が消滅すれば国家も消滅する。国家が存続する限り、主権は継続する。『Il n'y a que celuy absolument souverain qui ne tient rien d'autrui.』(「他者に一切存しない者以外に、絶対的に主権的なる者はいない。」) すなわち、主権者は独立である。『La souveraineté est la puissance absolue et perpétuelle d'une République.』(「主権は、国家の絶対的かつ永遠の権力である。」) 具体的には、主権者は法律の改廃権を独占する。

このようにして、誰にも一切従属しない主権国家が構想される。では、この絶対的 (absolu > ab solutus 「結びつけられていない、拘束されていない」) 権力は、一切の法に服さないか。『Mais quant aux lois divines et naturelles, tous les Princes de la terre y sont sujets』(「しかし、神の法と自然の法とに関しては、地上の君主全員がそれらに従属する。」)

この、Bodin の主権理論は、荒削りで未熟で中途半端であるが、おそらくはそうであるが故に、今日でも大きな影響を持ち続けている。「国際機構法」講義との関連では、少なくとも二つの点に注目したい。まず、この理論は、国家の絶対主権の理論であって、絶対君主の理論ではないことである<sup>16</sup>。国家権力を体現するのが誰であるべきかは、Bodin の理論の上では重要でない。君主は、国家機関に過ぎないのである(「君主機関説」!)<sup>17</sup>。第二に、これが法理論として構築されていることである。主権は、対外的には法的に拘束されないこと、対内的には立法権、を意味する。他方で、その主権自体、法的な基礎付けを前提としている。神法・自然法には縛られているし、国家機関たる君主は自らの意思で主権を放棄することが論理的にできない。つまり、「絶対」とはいい

<sup>13</sup> Olivier Guillot et al., *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale : 2. Des temps féodaux aux temps de l'État*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Armand Colin, 2008, p. 108.

<sup>14</sup> Bodin については、明石欽司「ジャン・ボダンの国家および主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念(一)・(二・完)」法学研究(慶應大学) 85巻11号1・30頁、12号1・43頁(2012年)、川出良枝「ボダン——主権者と神」藤原保信・飯島昇蔵(編)『西洋政治思想史 I』(新評論、1995年) 158-175頁およびそこに引用された諸論文を参照。

<sup>15</sup> 歴史書を読むより、Patrice Chéreau 監督の『La reine Margot (王妃マルゴ)』(1995年)を見るのがいいだろう。日本語字幕つき DVD もある。

<sup>16</sup> François Saint-Bonnet & Yves Sassier, *Histoire des institutions avant 1789*, 4<sup>e</sup> éd., Paris, Montchrétien, 2011, p. 285, para. 310.

<sup>17</sup> 「新たな国家は、個々の支配者を超越した、一定の領域と人民とを備えた恒常的な政治体であるとみなされるようになった。」中西寛ほか『国際政治学』(有斐閣、2013年) 62頁。

ながら、その権限は無限ではない。

Bodin のこの議論は、歴史的経験に基づいていた。たとえば、フランス王権がカペー朝からヴァロワ朝に移行する際、ヴァロワ家は男子・男系承継を主張して王権を引き継いだが、男子・男系承継という王位継承規則があるかどうかは当時明確ではなかった。そこで、ヴァロワ家が権力闘争に勝利した後、王室付きの法律家は、後付けの正当化としてサリカ法典<sup>18</sup>の男系承継規則を援用したのである。このことは、王朝の基礎にサリカ法典があることを意味し、王はサリカ法典に拘束され、それを否定できないことを意味する<sup>19</sup>。また、英仏百年戦争中の 1420 年に、フランス王 Charles IV（精神異常を来し、息子の Charles が摂政を務めていた）とイングランド王 Henry V とが、Charles IV の死後は Henry V がフランス王となることを約するトロワ条約(*Traité de Troyes*)を締結した<sup>20</sup>。その後、Jeanne d'Arc の伝説を伴うフランス軍の勝利によりイングランド勢力は大陸から放逐されるが、このトロワ条約の無効を主張するためにフランスにより援用されたのが、フランス王の権限越縫の理論であった。すなわち、王の地位の継承は公的問題であり、王個人の意思により決定できる問題ではない、という理論である<sup>21</sup>。これは、王が国家機関であること、故に法により与えられた権限しか有していないことを意味する。これを認めねば、つまり王が真に絶対的権限を有していると主張するならば、イングランド王がフランス王でもあることを認めなければならなくなる<sup>22</sup>。それを認めたくないのであれば、王の国家機関性を認めねばならないのである。Bodin の主権理論の中途半端さは、このような歴史的制約を受けたものでもあった。

もちろん、無制約の絶対主権を構想することも、理論的には可能である。後世の Thomas Hobbes の徹底した個人主義や、Jean-Jacques Rousseau の徹底した意思主義は、その意味での絶対主権に行き着く。ただし、彼らの美しいまでに一貫した理論構想の下では、現実の「国際」関係を想定することが極めて困難になる。Hobbes においては国家

<sup>18</sup> フランク人の一分派サリ族に適用されていた法を後世成文化したもの。ヴァロア朝への移行は、1328 年の Philippe VI de Valois の戴冠によりなされるが、サリカ法典の援用は 1358 年になってようやく王室の法律家によってなされる。Harouel, *supra* note 11, pp. 280-285.

<sup>19</sup> 主権概念の歴史について日本語で書かれた研究として最も優れているのは、田畠茂二郎「国家主権観念の現代的意義」田畠茂二郎『現代国際法の課題』(有信堂、1991 年) 3 頁である。同論文 12 頁では、主権者も一定の法規範に拘束されると Bodin が考えていたことを重要と指摘し、その例としてサリカ法典を挙げている。サリカ法典がそこに挙げられる理由は、本文に記したとおり、理論的帰結ではなく歴史的経緯による。なお、最近の研究として、押村高「国家主権」押村高(編)『政治概念の歴史的展開 第 7 卷』(晃洋書房、2015 年) 1-22 頁。

<sup>20</sup> 前後の歴史的経緯につき、亀原勝宏「百年戦争後半」朝治ほか・前掲注 10・127 頁以下。なお、亀原は、トロワ条約はイングランド王とブルゴーニュ公(王位継承者たる摂政 Charles と対立していた)との間で締結されたと書いているが、実質的にはそうだとしても、形式的にはイングランド王とフランス王との間で締結された条約である。

<sup>21</sup> Harouel, *supra* note 11, pp. 288-289.

<sup>22</sup> Elizabeth I が戴冠されたとき(1558 年)、彼女はフランス女王でもあると宣言された。イングランド・スコットランドの当時の状況について、Cate Blanchett の出世作『Elizabeth (エリザベス)』(1998 年) は必見である。

間（君主間）関係は自然状態でしかなく<sup>23</sup>、Rousseau は国際法理論構築を構想したものの、自らの「一般意志」理論と整合させることができずに放棄してしまった<sup>24</sup>。そして、矛盾と妥協とを積み重ねて行かざるを得ない現実世界においては、理論的整合性に疑問があり中途半端な Bodin の理論がその後の展開の基礎となる。主権者は最高(souverain)である。すなわち、自ら以外の何者にも法的に服することはない。たとえそれが教皇・皇帝（対外関係）であれ、教会・諸侯（対内関係）であれ。とはいっても、他「者」に服さないとしても、法規範から自由である訳ではない。ならば、主権者と主権者との間に、何らかの法関係を認めることも不可能ではないのではないか？

さて、では、「国 State/État」という語が用いられるのはいつ頃か、という先の間に立ち返ってみよう<sup>25</sup>。この語がラテン語の status から来ていることはよく知られているとおりである。そこから、「地位」「状態」を意味することになる。フランスの「三部会」は、原語では États Généraux であり、直訳すれば「全ての地位(が集まる会合)」となる<sup>26</sup>。État が「国家」を指すものとして用いられるようになるのは、それ以前にも散発的な例はあるものの、Henri III（在位 1574-89）・Henri IV（在位 1589-1610）の頃からであり、Machiavelli (1469-1527)が『君主論』(1513)において主権的政府という意味で stato というイタリア語を用いていたことが影響しているとされる<sup>27</sup>。イギリスでも、17 世紀頃から State が国家を意味するものとして用いられ始めるようである<sup>28</sup>。

では、State/État は、それまでの imperium, regnum (royaume/kingdom), res publica (république/commonwealth), civitas とはどのように異なるか。まず、imperium や regnum のように、地理的範囲を示すにとどまるものではない。Civitas のように、人の集合体にとどまるものでもない。Bodin 等も用いていた république= res publica の public という言葉には、様々な利益の集合体という具体性や、倫理性、さらには普遍性・宗教性が含まれているが、State/État にはそれがない<sup>29</sup>。State/État は、地理的範囲でもあり、人の集合体でもあり、主権の単位でもあり、キリスト教的宗教性・倫理性が排除された世俗的存

<sup>23</sup> 最低限の秩序しかないことになる。梅田百合香「ホップズの国際関係論」思想 1009 号（2008 年）105 頁、コーネリア・ナヴァリ（佐藤正志・和田泰一訳）「ホップズ、自然状態、自然法」イアン・クラーク、アイヴァー・B・ノイマン（編）『国際関係思想史』（新評論、2003 年）31 頁（原著 1996 年）。

<sup>24</sup> 明石欽司「ジャン=ジャック・ルソーによる『国際法』理論構築の試みとその挫折（一）（二）（三）（四・完）」法学研究 77 卷 8 号 1 頁、9 号 45 頁、10 号 77 頁、11 号 81 頁（2004 年）、Blaise Bachofen & Céline Spector, sous la direction de, *Jean Jacques Rousseau: Principes du droit de la guerre*, Paris, Vrin, 2008.

<sup>25</sup> 参照、ダントレーヴ（石上良平訳）『国家とは何か』（みすず書房、1972 年）34-44 頁〔原著 1967 年〕。

<sup>26</sup> 三部会は 1302 年に Philippe IV により開始されたといわれているが、それが États Généraux という名称で呼ばれるようになったのは、実に 1468 年のことである。Saint-Bonnet, *supra* note 16, p. 232, para. 256.

<sup>27</sup> Jean-Pierre Brancourt, « Des « estats » à l'Etat : évolution d'un mot », *Archives de philosophie du droit*, N° 21, 1976, p. 39, pp. 47-49.

<sup>28</sup> H.C. Dowdall, "The Word 'State'", *Law Quarterly Review*, No. 158, 1923, p. 98, pp. 109ff.

<sup>29</sup> Brancourt, *supra* note 27, p. 48.

在として、用いられるようになる。「国家理性 (la raison d'État)」という言葉も、State/État が国家を指すものとして用いられるようになるとほぼ同時に用いられ始めるのである。

State/État が主権を有すること、及び、宗教色が薄いことは、決定的に重要である。Henri IV は聖バルテレミーを経験し、ナントの勅令(1598)を発した。その当時既にオランダは 80 年戦争（オランダ独立戦争）のただ中にあり、ヨーロッパは、カトリック（フランス）とプロテスタント（スウェーデン）とが結託してカトリック（スペイン）と闘う 30 年戦争<sup>30</sup>に突入する。それを終結させたのがヴェストファーレン（英語でウェストファリア）平和会議・平和条約であり、それによりヨーロッパにおける宗教問題の政治的意義が決定的に低下した<sup>31</sup>。もはや、キリスト教に基づく普遍的世界 *respublica christiana* は想定すらし得ない。ヨーロッパは、実態のみならず、理論的にもイデオロギー的にも、国家(State/État)という、それぞれ自己の最高性(souveraineté)を主張する単位が並存する世界へと次第に変貌していく<sup>32</sup>。そして、ルネサンス期の「個人」の発見<sup>33</sup>を踏まえて、啓蒙主義を経て社会が独立した一人一人の人間から構成されると考えられるようになったことと平行を合わせて、世界も一つ一つの独立した国家から構成される「国際社会」であると考えられるようになる<sup>34</sup>のは、もうまもなくである。

<sup>30</sup> 久保田徳仁「ウェストアリア国際体系の実像」山影・前掲注 8・122 頁。

<sup>31</sup> 明石欽司『ウェストファリア条約』（慶應義塾大学出版会、2009 年）296 頁。

<sup>32</sup> 主権国家体制を「ウェストファリア体制」と呼ぶ傾向が今でも一部には残っているが、この呼び方が適切でないことは、近年共通理解となりつつある。参照、明石・前掲注 31、伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国』（九州大学出版会、2005 年）、ベンノ・ティシケ（君塚直隆訳）『近代国家体系の形成』（桜井書店、2008 年）（原著 2003 年）。

<sup>33</sup> ヤーコブ・ブルクハルト（新井靖一訳）『イタリア・ルネサンスの文化』（筑摩書房、2007 年）[原著、1978 年]。

<sup>34</sup> Emer de Vattel につき、田畠・前掲注 19・16 頁以下。